

幼稚園教員免許の改正案

岡田正章

文部省は、三月二十七日、教育職員免許法の改正案を国会に提出した。この改正案に対しては、野党の強い反対が予想されており、どのように決定されるかは定かでない。

文部省は、昭和五十八年六月、大臣の諮問機関である教育職員養成審議会に、「教員の養成及び免許制度の改善について」改善のための試案を添えて諮問した。改善の理由として「現在、国民の間には、初等中等教育に携わる教員に対して、広い教養、豊かな人間性、深い教育的愛情、教育者としての使命感、充実した指導力、児

童・生徒との心の触れ合いなどを一層求める声が強い」ことをあげ、この要請にこたえるべく、教員の養成・免許を改め、その資質能力の向上を図ることにあるとしている。

端的にいうならば、学校内暴力・非行など学校教育上もつとも憂慮すべき事態が惹き起こされていることに対応すべく、教員がその責に任ずべく、養成を徹底し、このためには免許状が従来よりも取得しにくくなることもやむを得ないとするものといえよう。

諮問を受けた審議会は、約五か月間、七回の総会と七回の免許基準専門委員会を開き、昭和五十八年十一月、おおむね文部省が参考資料として添えた改正試案にそつた内容の答申をまとめ、文部大臣に提出した。

これによれば、幼稚園教員の免許状は、他の学校教員の免許状同様三種類の免許状となる。その一つは、大学学部卒業を基礎資格とする免許状で、教員として期待される資質能力の標準的な水準を示すものとして、「標準免許状」と名づけられる。

第二は、大学院修士課程修了程度を基礎資格とする免許状で、標準免許状を取得したと同様に資質能力を有し、さらに修士課程等において特定の専攻分野に係る単位を修得し、高度の資質能力を備えていることを明らかにするものとして「特修免許状」と名づけられる。

第三は、短期大学卒業程度を基礎資格とする免許状で、これを有する者に更に一層の研さんを期待することを示すものとして「初級免許状」と名づけられる。

次に、各免許状を取得するためには、従来におけるよりも、大学において履習しなければならないこととなる。幼稚園教員の場合、教職に関する専門科目が、初級免許状については十八単位から三十単位へ、標準免許状については二十八単位から五十四単位へそれぞれ単位数が増加する。

さらに、教育実習が、初級免許状・標準免許状の何れにおいても四単位から八単位へ倍増される。

教職に関する専門科目の必修単位中「幼児の心身の成長と発達に関する科目」が試案にかかげられていた。審

議の過程において、これが小学校教員におけると同様「幼児の心身の発達と学習の過程に関する科目」に変えられようとした。これに対し、日本保育学会から「学習ということばを用いると、今日の社会的状況のもとでは、幼児期から偏った知的教育の風潮を助長させるおそれがあるので、これを用いることは望ましくありません」という要望が出されたりして、「幼児の心身の発達に関する科目」となったりした経過がある。

また、教育実習の時間数が増すことは、その指導が適切なものであるならば、大きな意義を有する。ただ、保育界では、幼稚園教員と保育所保育母とがともに就学前幼児の教育を担当している事実にかんがみ、しかし、両者の資格取得要件が、文部・厚生両省によって二元的に規定されるという制度とのかかわりで、幼稚園教員の養成の履習単位数が増加することが、両者の資格を分離させることになりかねない。こうしたことについての配慮がたいせつな問題として残されているように思われる。

(宝仙学園短期大学)